

2024年2月29日

滋賀県議会各会派 様
滋賀県議会議員 様

日本共産党滋賀県議会議員団
団長 節木三千代

大野議員の政務活動費の二重取り疑惑で政治倫理審査会の設置を

わが党県議団が天津地方検察庁に告発（2022年12月）した大野和三郎議員の政務活動費の詐取事件で、同地検は2月6日、大野議員の議員控室を家宅捜査し、タブレットなどを押収しました。告発状では、大野県議が2017～20年度までに発行した県政報告費用数百万円をあたかも支出したかのように記載した収支報告書を作成、県議会事務局に提出し、政務活動費を二重取りした疑いがあると指摘。虚偽有印公文書作成・行使、詐取罪に該当するとして、厳重な処罰を求めています。捜査後、同地検は「（日本共産党の）告発を受けて捜査をしている」と話しており、二重取りが事実であれば、重大な犯罪行為です。

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例は、議員は「県政が県民の厳粛な信託によるものであることを自覚し、良心と責任を持って政治活動を行い、いやしくも県民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない」とし、第3条には「議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと」「議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう等県民の信託に反する行為は厳として慎み、かつ、県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと」などを規定しています。大野議員の行為は、この政治倫理基準に反していることは明白です。「政治とカネ」の問題に県民の批判が強まる中、滋賀県議会がこのような疑惑を放置し、捜査機関任せにすることは、県民の厳粛な信託に背くものであり、見識が問われます。

条例第4条は、「政治倫理規程に反する疑いがあると認められる議員等があるときは、議員の定数の3分の1以上で、かつ、2会派以上の議員の連署または紹介でもって議長に審査の請求をすることができる」としています。よって、日本共産党滋賀県議会議員団は、全ての会派および議員に対して、条例第5条に規定する審査会の設置に賛同されることを求めるものです。